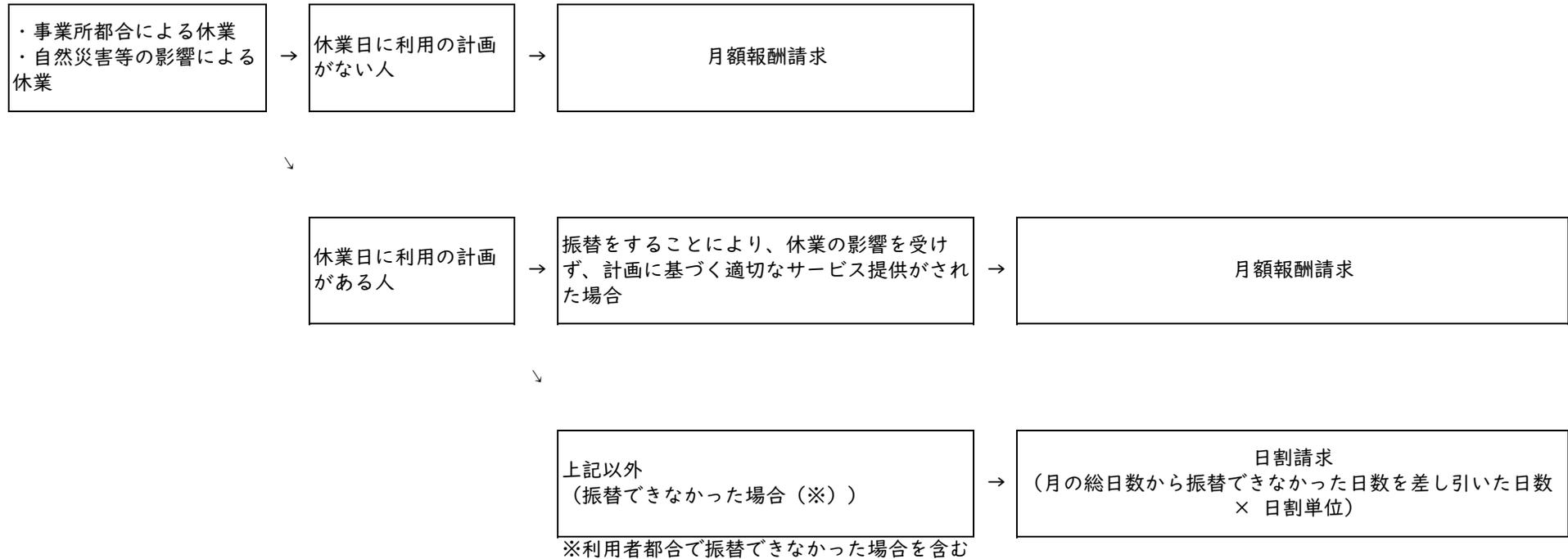


事業所都合による休業がある場合の請求について（1回単価請求を除く）



運営規定に定められている休業や、年末年始・お盆休みなどの社会通念上認知されているものは「事業所都合による休業」には含まれない。